

藤岡市条例第20号

藤岡市手話言語条例

言語は、お互いの意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与した。

手話は、音声言語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、お互いの気持ちを理解するための言語として、手話を大切に育んできた。

しかしながら、長い間手話は言語として認められず、ろう者に対する差別や偏見を生み、ろう者は様々な不便や不安の中で耐えながら暮らしてきた。

こうした中、市内では昭和33年に聴覚障害者協会が、昭和49年に手話サークルがそれぞれ立ち上がり、手話への理解を広げ、手話の普及を進める活動が市民によって行われてきた。

このような経過の中で、近年、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語に手話を含むと規定された。

藤岡市は、手話が言語であるという認識に立ち、ろう者及び手話への理解を深め、手話を使って安心して暮らせる社会の実現を目指して、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の手話への理解及び手話の普及の促進を図り、もってろう者及びろう者以外の者が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(手話の意義)

第2条 手話は、独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であると理解するものとする。

(基本理念)

第3条 ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話

の普及を図るものとする。

(定義)

第4条 この条例において、「ろう者」とは、聴覚障害のある者のうち手話を使用して日常生活及び社会生活を営む者をいう。

(市の責務)

第5条 市は、市民の手話への理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(方針の策定)

第8条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により策定する藤岡市障害者計画において、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための施策を定めるものとする。

- (1) 手話への理解及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(手話を学ぶ機会の確保)

第9条 市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員（手話によりろう者とろう者以外の者の意思疎通を支援する者であって、市町村が実施する養成講座を修了したものをいう。）その他の手話を使用することができる者と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第10条 市は、学校教育における手話への理解及び手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、学校において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

3 学校の設置者は、学校において手話を必要とする幼児、児童、生徒又は学生がいる場合に、必要な支援を受けられるよう努めるものとする。

(医療機関における手話の啓発)

第11条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう努めるものとする。

2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、医療機関において聴覚障害の診断及びその後の本人と家族の支援に携わる者に対し、手話への理解のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第12条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。